

最高裁

今度は憲法違反の

「検閲」疑惑



司法の伏魔殿

小沢裁判では、司法権 誰も思っちゃいないだろうが、裁判所も叩けばいらかになっている。もはくだけでも疑惑が出てくや検察が正義の味方とは。なかでも見過ごせな

いのが、憲法違反の「検閲疑惑」だ。問題となっているのは、最高裁判所の「調達・公募情報」。これをめくると、最高裁事務局は08年4月1日付で時事通信社、共同通信社と随

意契約を交わしていることがわかる。時事通信社との契約額は844万2000円。随意契約の理由として、「全国の裁判所の判決に

「誤報防止目的」で事前チェック 元外交官で評論家の天木直人氏は、驚きを隠さずこう言う。「新聞社、特に地方紙は通信社の配信記事を元に

作られることが多い。裁判所が事前に新聞記事を検閲しているとするれば、税金を使って、メディアを統制している。この悪い情報を事前にモニタリングすることができ、情報操作を行うこともでき

「各新聞社の新聞記事と指摘、誤報の防止等を目的に利用する」に書かれてい

「各新聞社の新聞記事と指摘、誤報の防止等を目的に利用する」に書かれてい

は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」(第21条2項)と定めている。

裁判所が憲法違反ではしゃべれないが、最高裁の見解によれば、検

閣とは「行政権が主体となつて、思想内容等の表現物を対象とし、その全部又は一部の発表の禁止を目的として、対象とされる一定の表現物につき網羅的に一般的に、発表前にその内容を審査した上、不相当と認めるものの発表を禁止することを、その特質として備えるもの」(最高裁判所86年6月11日大法廷判決)を指すとされている。

人事情報の類いのチェックは検閲に当たらないとか言うのたろうが、今こそ、この国の司法権力の横暴を徹底チェックすることが必要だ。